

昭和三十三年政令第三百七号

電波法関係手数料令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三百三条の規定に基き、電波法関係手数料令（昭和二十五年政令第七十四号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（定義等）

第一条 この政令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「基本送信機」とは、無線局が一台のみの送信機を有する場合には当該送信機を、二台以上の送信機を有する場合には空中線電力の最大のもの（船舶局又は航空機局にあつては、遭難自動通報設備及びビーリーダー以外の無線設備の送信機のうち空中線電力の最大のもの）の一をいう。

二 「リーダー」とは、ある特定の位置から反射され、又は再発射される無線信号と基準となる無線信号との比較を基礎として、位置を決定し、又は位置との関連における情報を得るための無線設備をいう。

三 「多重無線設備」とは、多重通信を行うための無線設備をいう。

四 「テレビジョン」とは、電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を送り、又は受けるための通信設備をいう。

五 「テレビジョン基幹放送局」とは、電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る基幹放送局（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。

六 空中線電力五〇ワットを超えるビーリーダーは、この政令の適用に関しては、空中線電力五〇ワットの送信機とみなす。

七 空中線電力五〇〇ワット未満の多重無線設備（適合表示無線設備を除く。）又はテレビジョン（テレビジョン基幹放送局のテレビジョンを除く。）の送信機で五〇〇メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものは、この政令の適用に関しては、空中線電力五〇〇ワット（移動する無線局に係るもので空中線電力五〇〇ワット未満のものにあつては、空中線電力五〇ワット）の送信機とみなす。

八 振幅変調方式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵開閉操作が行われるもの送信機は、この政令の適用に関しては、当該操作

につき、その規模が、当該送信機の当該操作に係る空中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット数のものとみなす。
（無線局の免許申請手数料）
第二条 電波法（以下「法」という。）第六條の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種類及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。

Table with 4 columns: 無線局の種類, 基本送信機の新たな再免許規模, 申請手数料, 単位. Rows include 船舶局, 船舶の無線局, 船舶の無線局が遭難自動通報設備又はビーリーダーのみ, 船舶の無線局が遭難自動通報設備及びビーリーダーのみ, 船舶の無線局が遭難自動通報設備及びビーリーダーのみのもの, 船舶の無線局が遭難自動通報設備及びビーリーダーのみのもの, 船舶の無線局が遭難自動通報設備及びビーリーダーのみのもの.

放送をする無線局を除く。）
〇・一ワットを三九、〇〇
を越え三ワット一〇〇
ト以下のもの
三ワットを三五、〇〇
え一〇ワットを三〇〇
以下のもの
一〇ワットを九六、
超え一〇〇ワット四〇〇
以下のもの
一〇〇ワットを二二、
を越え一キロ七〇〇
ワット以下のもの
一キロワット一五四、
を越えるもの二〇〇
〇・一ワット一、
以下のもの三〇〇、
〇・一ワット四六、
を越え三ワット二〇〇
ト以下のもの
三ワットを七六、
え一〇ワット八〇〇
以下のもの
一〇ワットを一三〇、
超え一〇〇ワット八〇〇
以下のもの
一〇〇ワット一五二、
を越え一キロ四〇〇
ワット以下のもの
一キロワット一六七、
を越えるもの八〇七、
九、三三、五
〇〇
五〇
五〇
七
（基幹放送局を除く。以下同じ）
五〇ワットを二、
超え五〇〇ワット四〇〇
以下のもの
五〇〇ワット二五、
を越えるもの〇〇〇

Table with 4 columns: 無線局の種類, 基本送信機の新たな再免許規模, 申請手数料, 単位. Rows include 船舶の無線局, 船舶の無線局が遭難自動通報設備又はビーリーダーのみ, 船舶の無線局が遭難自動通報設備及びビーリーダーのみ, 船舶の無線局が遭難自動通報設備及びビーリーダーのみのもの, 船舶の無線局が遭難自動通報設備及びビーリーダーのみのもの, 船舶の無線局が遭難自動通報設備及びビーリーダーのみのもの.

八 アマチュア無線局
五〇ワット以下四、三三、〇
下のもの
五〇ワットを八、一
超えるもの
一ワット以下三、五一、九
のもの
一ワットを四、二三、三
え五ワットを五〇
下のもの
五ワットを六、七四、九
え一〇ワットを〇〇
以下のもの
一〇ワットを一四、六、七
超え五〇ワット六〇〇
ト以下のもの
五〇ワットを二五、九、七
超え五〇〇ワット五〇〇
以下のもの
五〇〇ワット三〇、一二、
を越えるもの二〇〇、七〇〇

Table with 4 columns: 無線局の種類, 基本送信機の新たな再免許規模, 申請手数料, 単位. Rows include 船舶の無線局, 船舶の無線局が遭難自動通報設備又はビーリーダーのみ, 船舶の無線局が遭難自動通報設備及びビーリーダーのみ, 船舶の無線局が遭難自動通報設備及びビーリーダーのみのもの, 船舶の無線局が遭難自動通報設備及びビーリーダーのみのもの, 船舶の無線局が遭難自動通報設備及びビーリーダーのみのもの.

九 その他の無線局
一ワット以下三、五一、九
のもの
一ワットを四、二三、三
え五ワットを五〇
下のもの
五ワットを六、七四、九
え一〇ワットを〇〇
以下のもの
一〇ワットを一四、六、七
超え五〇ワット六〇〇
ト以下のもの
五〇ワットを二五、九、七
超え五〇〇ワット五〇〇
以下のもの
五〇〇ワット三〇、一二、
を越えるもの二〇〇、七〇〇

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許の申請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 2 columns: 表一の項, 表二の項, 表三の項, 表四の項. Rows include 七、一〇〇〇, 三、三五〇, 一〇、〇〇〇, 一五、九〇〇, 三三、一〇〇〇, 四、六〇〇, 二、一〇〇, 六、七〇〇, 一〇、五〇〇, 四、六〇〇, 二、一〇〇, 九、七〇〇, 五、二〇〇, 三九、一〇〇, 五四、三〇〇, 九六、四〇〇.

る額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る第二十条の規定による手数料の額に相当する額（当該無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下この項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。）のいずれをも超えないものとする。

一 一台のみの送信機を有するもの 無線局の種類別及びその基本送信機の規模に従い、次の丙表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）

二 二台以上の送信機を有するもの 基本送信機に係る前号の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種類別及びその規模に応ずる次の丁表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額

甲表

無線局の種類別	検査手数料 (単位)
一 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	一七、 〇五〇
二 総トン数五〇〇ト未満の 漁船の船舶局	一〇、 〇六〇
三 船舶の無線局で無線設備が 遭難自動通報設備又はレ ーダーのみのも及び航 空機の無線局で無線設備 がレーダーのみのも	一〇、 〇六〇
四 基幹放送局（テレ ビジョン基 幹放送 局） 基本送信機の 空中線電力 が〇・一ワ ット以下の もの	七、 〇〇〇

局を除く。	基本送信機の 空中線電力 が〇・一ワ ットを超え るもの	基本送信機の 空中線電力 が三ワット を超えるも の	基本送信機の 空中線電力 が〇・一ワ ット以下の もの	基本送信機の 空中線電力 が〇・一ワ ット以下の もの	基本送信機の 空中線電力 が三ワット を超えるも の	基本送信機の 空中線電力 が〇・一ワ ット以下の もの	基本送信機の 空中線電力 が三ワット を超えるも の
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇
局を除く。	三〇、 〇七〇	五〇、 〇〇〇	一〇、 〇六〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇	一〇、 〇六〇	三〇、 〇一〇

乙表

無線局の種類別	装置	検査手数料 (単位)
一 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
二 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
三 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
四 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
五 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
六 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
七 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
八 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
九 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
十 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇

無線局の種類別	装置	検査手数料 (単位)
一 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
二 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
三 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
四 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
五 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
六 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
七 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
八 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
九 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇
十 船舶局（総トン数五〇〇ト ン未満の漁船の船舶局を 除く。）及び航空機局	線電 力に よる	七、 〇〇〇

四 基幹放送局(テレビジョン放送局を除く)					
送信機					
一超トワ ○えをツ	一の以ッ も下トワ	一超トワ ○えをツ	一も下トワ ○えをツ	一も下トワ ○えをツ	一も下トワ ○えをツ
○七七、 ○		○四八、 ○	○二九、 ○	○四五、 ○	○二六、 ○

五 テレビジョン放送局					
送信機					
三超トワ ワえをツ	○も下トワ ○の以ッ	○の信る も機送	三超トワ ○の信の も機送	○の信の も機送	○も下トワ ○の以ッ
○二六、 ○	○六、 ○六	○四五、 ○	○二六、 ○	○六、 ○九	○三一、 ○

一をッ 超トワ	○も下トワ ○の以ッ	一超トワ ○えをツ	一の以ッ も下トワ	一も下トワ ○えをツ	一も下トワ ○えをツ	三超トワ ○の以ッ
○二七、 ○		○一三、 ○	○八七、 ○	○六八、 ○	○九五、 ○	

六 実験等無線局						
送信機						
五超トワ えをツ	○も下トワ ○の以ッ	五超トワ ○えをツ	五の以ッ も下トワ	三超トワ ○の信の も機送	○の信の も機送	○も下トワ ○の以ッ
○四〇、 ○		○六、 ○九	○四、 ○三	○九五、 ○	○二六、 ○	○六、 ○六

八 その他の無線局				七 アマチュア無線局			
送信機		送信機		送信機		送信機	
トワ	超ト	五ワ	のの	以ッ	五ト	超ト	一ワ
を	え	を	も	下	の	の	の
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八、二	〇	〇	六、五	〇	四、三	〇	〇

送信機		送信機		送信機		送信機	
五ト	超ト	一ワ	のの	以ッ	五ト	超ト	一ワ
を	え	を	も	下	の	の	の
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六、五	〇	〇	四、三	〇	〇	二、四	〇

送信機		送信機		送信機		送信機		送信機	
一ワ	超ト	五ト	のの	以ッ	五ト	超ト	一ワ	のの	以ッ
を	え	を	も	下	の	の	の	の	の
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五〇、七	〇	〇	三三、二	〇	〇	〇	〇	〇	〇

丙表

送信機		送信機		送信機		送信機		送信機	
一ワ	超ト	五ト	のの	以ッ	五ト	超ト	一ワ	のの	以ッ
を	え	を	も	下	の	の	の	の	の
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一二、七	〇	〇	八、一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

丁表

し、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し、登録を申請する場合は、一、七〇〇円（再登録を申請する場合は、一、〇五〇円）とする。

第九条 法第二十七条の三十二第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、九〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、八五〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し、登録を申請する場合は、二、一五〇円（再登録を申請する場合は、一、四〇〇円）とする。

第十条 法第三十七条の規定による検定を受ける者が納めなければならない手数料の額は、当該検定を受ける機器の種類に従い、次の表による額とする。ただし、総務大臣が告示をもつて定めるところにより当該検定に係る検定手続の一部を省略する場合は、当該検定を受ける機器に係る同表による額の二分の一に相当する額とする。

機器	検定手数料 (単位円)
一周波数測定装置	七四〇
二レーダー	四〇〇
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	九五四、一〇〇
法第三十三條の規定により備えなければならない無線設備の機器（三の項に掲げるものを除く。）	一五六メガ送受信機 三九、一〇〇 ヘルツから信機 三〇〇 五メガヘルツまでの周波数の電波を受信する無線電話の機 七〇〇 その他の周波数の電波を受信する機器 一、三〇〇

無線電話の送信機 一、〇〇〇
機器 八二一、三〇〇
受信機 八四〇、一〇〇
デジタル選択呼出装置 七二六、二〇〇
狭帯域直接印刷電機 七一一、九〇〇
信装置 八六八、六〇〇
衛星無線航法装置 七五四、七〇〇
地上無線航法装置 七〇〇
船舶自動識別装置 一、三〇〇
その他のもの 八二五、九〇〇

五 船舶地球局の無線設備の機器 一、二〇〇
九六、〇〇〇
一、六〇〇

六 航空機に施設する無線設備の機器 一、六〇〇
五二一、一〇〇

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検定の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項の表中「七四〇、四〇〇」とあるのは「七四〇、三〇〇」と、「一、六五二、一〇〇」とあるのは「一、六五二、〇〇〇」と、「九五四、一〇〇」とあるのは「九五四、〇〇〇」と、「一、一三九、三〇〇」とあるのは「一、一三九、二〇〇」と、「七八三、二〇〇」とあるのは「七八三、〇〇〇」と、「七五四、七〇〇」とあるのは「七五四、五〇〇」と、「一、三五三、〇〇〇」とあるのは「一、三五二、八〇〇」と、「〇八二、三〇〇」とあるのは「〇八二、二〇〇」と、「八四〇、一〇〇」とあるのは「八四〇、〇〇〇」と、「七二六、二〇〇」とあるのは「七二六、〇〇〇」と、「七一一、九〇〇」とあるのは「七一一、八〇〇」と、「八六八、五〇〇」とあるのは「八六八、四〇〇」と、「一、三六七、一〇〇」とあるのは「一、三六七、〇〇〇」と、「八二五、九〇〇」とあるのは「八二五、八〇〇」と、「二九六、〇〇〇」とあるのは「二九五、九〇〇」とする。

第十一条 法第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一六、九〇〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合は、一六、七〇〇円）とする。

第十二条 法第三十九条第七項の規定による講習（修業者の登録申請手数料）
（講習手数料）
第十二条 法第三十九条第七項の規定による講習を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二一、五〇〇円とする。

第十三条 法第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料の額は、試験を受ける無線従事者の資格に
（無線従事者国家試験手数料）
第十三条 法第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料の額は、試験を受ける無線従事者の資格に
（無線従事者国家試験手数料）

資格	試験手数料 (単位円)
一 第一級総合無線通信士	二一、二〇〇
二 第二級総合無線通信士	一八、八〇〇
三 第三級総合無線通信士	一三、六〇〇
四 第一級海上無線通信士	一七、四〇〇
五 第二級海上無線通信士	一五、三〇〇
六 第三級海上無線通信士	九、六〇〇
七 第四級海上無線通信士	七、四〇〇
八 第一級海上特殊無線技士	七、五〇〇
九 第二級海上特殊無線技士	五、六〇〇
十 第三級海上特殊無線技士	五、六〇〇
十一 レーダー級海上特殊無線技士	五、六〇〇
十二 航空無線通信士	九、三〇〇
十三 航空特殊無線技士	六、四〇〇
十四 第一級陸上無線技術士	一六、五〇〇
十五 第二級陸上無線技術士	一三、七〇〇
十六 第一級陸上特殊無線技士	六、三〇〇

十七 第二級陸上特殊無線技士 五、六〇〇
十八 第三級陸上特殊無線技士 五、六〇〇
十九 国内電信級陸上特殊無線技士 五、五〇〇
二十 第一級アマチュア無線技士 九、六〇〇
二十 第二級アマチュア無線技士 七、八〇〇
二十 第三級アマチュア無線技士 五、四〇〇
二十 第四級アマチュア無線技士 五、一〇〇

第十四条 法第四十一条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、一、七五〇円とする。
（船舶局無線従事者証明申請手数料）
第十四条 法第四十一条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、一、七五〇円とする。

第十五条 法第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、二、四五〇円とする。
（船舶局無線従事者証明に係る訓練の手数料）
第十五条 法第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、二、四五〇円とする。

第十六条 法第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、一九、九〇〇円とする。
第十七条 法第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、三、四〇〇円とする。
（免許状等の再交付申請手数料）
第十六条 法第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、一九、九〇〇円とする。
第十七条 法第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、三、四〇〇円とする。

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「一、三〇〇円」とあるのは「一、一五〇円」と、同項第二号中「一、二五〇円」とあるのは「一、一五〇円」と、同項第三号中「一、四〇〇円」とあるのは「一、二五〇円」とする。

(無線設備等保守規程の認定申請手数料)
第十九条 法第七十条の五の二第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、六一、九〇〇円とする。
 (定期検査手数料)

第二十条 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十三条第一項本文の規定による検査(以下「定期検査」という。)を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種類及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額(当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額)とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該基本送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

無線局の種類 (空中線電力に よる。)	基本送信機の規模検査手数料 (単位円)
一 船舶局(総トン数五〇〇トンの未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	五〇ワットを超え三八、九〇〇のもの 五〇ワット以下の一〇〇〇のもの 五〇ワットを超え五五、三〇〇のもの 五〇ワット以下の一〇〇〇のもの 五〇ワットを超え七〇、〇〇〇のもの 五〇ワット以下の一〇〇〇のもの
二 総トン数五〇〇トンの未満の漁船の船舶局	一〇ワット以下の一五、四〇〇のもの 一〇ワットを超え二二、三〇〇のもの 五〇ワット以下の三〇〇のもの 五〇ワットを超え三三、〇〇〇のもの
三 船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの及び航空機の無線局	一五、四〇〇

で無線設備がレーダーのみのもの
四 基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)

五 テレビジョン基幹放送局	〇・一ワット以下二七、〇〇〇のもの 〇・一ワットを超え一〇〇二、〇〇〇のもの 三ワットを超え一八六、〇〇〇ワット以下の六〇〇〇のもの 一〇ワットを超え二三五、〇〇〇ワット以下の一〇〇〇〇のもの 一〇〇ワットを超え二七五、〇〇〇ワット以下四〇〇〇のもの 一キロワットを超え三四九、〇〇〇ワット以下四〇〇〇のもの 一キロワットを超え四四三、二〇〇ワット以下二七、〇〇〇のもの 〇・一ワット以下二七、〇〇〇のもの 〇・一ワットを超え一〇三、〇〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの 三ワットを超え一八四、〇〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの 一〇ワットを超え二七三、〇〇〇ワット以下二〇〇〇のもの 一〇〇ワットを超え三四六、〇〇〇ワット以下九〇〇〇のもの 一キロワットを超え五三四、〇〇〇ワット以下九〇〇〇のもの 一キロワットを超え六九五、九〇〇ワット以下の九〇〇〇のもの 一ワット以下の二七、〇〇〇ワット以下の二六、三〇〇ワット以下のもの
六 その他の無線局	一七、一〇〇

五ワットを超え一三三、二〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの
 一〇ワットを超え五〇、七〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの
 五〇ワットを超え九七、二〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの
 五〇〇ワットを超え一四五、〇〇〇ワット以下六〇〇〇のもの
 五キロワットを超え一七六、一〇〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの

2 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種類及びその規模に応ずる次の表による額(当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表の額に二分の一を乗じて得た額)を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該送信機については、当該送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

無線局の種類 (空中線電力による。)	送信機の規模(空検査手数料 中線電力による。)料 (単位円)
一 船舶局(総トン数五〇〇トンの未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	一〇ワット以下の七、一〇〇のもの 一〇ワットを超え九、六〇〇のもの 五〇ワット以下の三〇〇のもの 五〇ワットを超え一三、八〇〇のもの 五〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの 五〇〇ワットを超え一七、二〇〇ワット以下の三、七五〇のもの
二 総トン数五〇〇トンの未満の漁船の船舶局	一〇ワット以下の三、七五〇のもの

一〇ワットを超え五、八〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの
 五〇ワットを超え八、四〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの
 三、七五〇

四 基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)

五 テレビジョン基幹放送局	〇・一ワット以下二六、〇〇〇のもの 〇・一ワットを超え六九、三〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの 一キロワットを超え八六、九〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの 一キロワットを超え一一〇、九〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの 一〇ワット以下六、七〇〇のもの 〇・一ワットを超え二六、〇〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの 一キロワットを超え六八、〇〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの 一〇〇ワットを超え八六、九〇〇ワット以下の二〇〇〇のもの
---------------	---

六 その他の無線局	一キロワットを超え一三二、 え一〇キロワット三〇〇 以下のもの 一〇キロワットを一七三、 九〇〇 超えるもの 一ワット以下の四、一五 もの 一ワットを超え五、四〇 ワット以下の〇 五ワットを超え一八、一〇 ワット以下の〇 〇ワット以下の〇 もの 一〇ワットを超え一二、七 五〇ワット以下の〇 もの 五〇ワットを超え二四、一 五〇〇ワット以下 のもの 五〇ワットを超え三六、八 え五キロワット以 下のもの 五キロワットを超え四四、四 えるもの
3 前二項の規定にかかわらず、多重放送をする無線局について定期検査を受ける者が納めなければならぬ手数料の額は、その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。	基本送信機の規模（空中線電力検査手数料による。） (単位円) 一〇・一ワット以下のもの 一六、六〇〇 二〇・一ワットを超え三ワット以下 のものの 二六、三〇〇 三三ワットを超え一〇ワット以下 のものの 四三、一〇〇 四一〇ワットを超え一〇〇ワット 以下のもの 五三、二〇〇 五一〇〇ワットを超え一キロワット 六七、三〇〇 ト以下のもの

六 一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	九八、五〇〇
七 一〇キロワットを超え二〇キロワット以下のもの	九九、五〇〇
4 前三項の規定にかかわらず、同一の超短波放送若しくはテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする二以上の無線局について又は超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局及びその放送の電波に重畳して多重放送をする無線局について定期検査が同時に行われるときに当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。	一 多重放送をする無線局 前項の規定による額を当該定期検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額 二 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項本文又は第二項本文の規定による額から、当該定期検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額（多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする。）を減じた額
5 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織に係る電子情報処理組織を使用する場合にあっては、二、四五〇円）とする。	定期検査が当該無線局に係る変更検査に併せて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの各項の規定による手数料の額から当該無線局に係る変更検査を受けるための第四条の規定による手数料の額を控除して得た額とする。
7 法第七十三条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、四、七五〇円（当該検査が同条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合にあっては、二、三〇〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、二、一五〇円）とする。	

第二十一条 法第二百二十八条の十八第一項の規定による較正（指定較正機関が行うものを除く。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、当該較正を受ける測定器その他の設備の種類に従い、次の表による額とする。	
測定器その他の設備	較正手数料 (単位円)
一周波数計	空洞共振器を用いる一〇二、八〇〇 もの 六九、六〇〇 その他のもの 一三三、五〇〇
二スペクトル分析器	一三三、五〇〇
三電界強度測定器	三以上の異なる周波二四八、六〇〇 数の範囲において電 界強度を測定する もの 二〇二、五〇〇 その他のもの
四高周波電力計	三以上の異なる周波三二五、三〇〇 数の範囲において高 周波電力を測定する もの 二四八、六〇〇 その他のもの
五電圧電流計	一一三、〇〇〇
六標準信号発生器	三以上の異なる周波一三三、五〇〇 数の範囲において信 号を発生するもの 一〇〇、二〇〇 その他のもの
七周波数標準器	一三八、六〇〇

第十二条又は第十三条に規定する手数料であつて指定講習機関又は指定試験機関に納付するもの納付方法については、法第三十九条の五第一項（法第四十七条の五において準用する場合を含む。）の業務規程の定めるところによる。

4 前条に規定する手数料の納付方法は、国立研究開発法人情報通信研究機構の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八条第一項の業務方法書で定めるところによる。

附則 この政令は、電波法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百四十号）の施行の日（昭和三十三年十一月五日）から施行する。

附則（昭和三十七年七月一日政令第二六八号） この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十七年二月二日政令第四四〇号） この政令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附則（昭和五三年四月二五日政令第一四四号）

1 この政令は、昭和五十三年五月一日から施行する。

2 次に掲げる手数料については、なお従前の例による。

一 この政令の施行前に実施の公告がされた無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料

二 この政令の施行前に行われた無線従事者国家試験に合格し、又は無線従事者の養成課程を修了した者が法第四十一条の規定による免許を申請する場合に納めなければならない手数料

附則（昭和五五年五月二〇日政令第一三一号）

1 この政令は、昭和五十五年五月二十五日から施行する。

2 次に掲げる手数料については、なお従前の例による。

一 この政令の施行前に実施の公示がされた無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料

二 昭和五十五年五月三十一日までに行われた無線従事者国家試験に合格し、又は無線従事者の養成課程を修了した者が電波法第四十一条の規定による免許を申請する場合に納めなければならない手数料

附 則 (昭和五十六年五月二二日政令第一七八号)

1 この政令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

2 この政令の施行前に実施の公示がされた無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十六年十一月二〇日政令第三三三号)

この政令は、電波法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第四十九号)の施行の日(昭和五十六年十一月二十三日)から施行する。

附 則 (昭和五十七年十一月二四日政令第三〇四号)

この政令は、昭和五十七年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月二三日政令第二八四号)

この政令は、電波法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第五十九号)の施行の日(昭和五十八年四月三十日)から施行する。

附 則 (昭和五十九年五月二九日政令第一六五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十年五月二七日政令第一八四号)

1 この政令は、電波法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十五号)以下「改正法」という。の施行の日(昭和六十一年七月一日)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正法の施行日前において改正法附則第二項の新たな検定対象機器について型式検定を受ける者が納めなければならない手数料の額は、改正後の第五条の表の四の項に掲げる額とする。

附 則 (昭和六十年十一月二六日政令第三五五号)

この政令は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律第二十一条の規定(電波法第三十七条の改正規定を除く。)の施行の日(昭和六十一年十二月一日)から施行する。

附 則 (昭和六十二年三月二五日政令第六四号)

1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年三月二七日政令第七一号)

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年二月一八日政令第三二六号)

この政令は、電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第六十七号)の施行の日(平成二年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二年七月一〇日政令第二一七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月二五日政令第五一号)

1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

2 次に掲げる手数料については、なお従前の例による。

一 この政令の施行前に受講の申請の受付が開始された電波法第三十九条第七項の規定による講習を受ける者が納めなければならない手数料

二 この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料

三 この政令の施行前に行われた無線従事者国家試験に合格した者又はこの政令の施行前に無線従事者の養成課程を修了した者若しくは電波法第四十一条第二項第三号の規定による認定を受けた者が同条の規定による免許を申請する場合に納めなければならない手数料

四 この政令の施行前に行われた電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験に合格した者又はこの政令の施行前に電気通信主任技術者若しくは工事担任者に係る養成課程を修了した者若しくは電気通信事業法第四十五条第三項第三号(同法第五十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた者が同法第四十五条第三項(同法第

五十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付を申請する場合に納めなければならない手数料

附 則 (平成四年一月二九日政令第一八号)

この政令は、電波法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十七号)の施行の日(平成四年二月一日)から施行する。

附 則 (平成四年六月二六日政令第二二九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年六月一六日政令第一九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月一八日政令第六〇号)

1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

2 次に掲げる手数料については、なお従前の例による。

一 この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料

二 この政令の施行前に行われた無線従事者国家試験に合格した者又はこの政令の施行前に無線従事者の養成課程を修了した者若しくは電波法第四十一条第二項第三号の規定による認定を受けた者が同条の規定による免許を申請する場合に納めなければならない手数料

附 則 (平成九年九月二五日政令第二九八号)

1 この政令は、平成九年十月一日から施行する。

2 次に掲げる手数料については、なお従前の例による。

一 この政令の施行前に受講の申請の受付が開始された電波法第三十九条第七項の規定による講習を受ける者が納めなければならない手数料

二 この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料

三 この政令の施行前に行われた無線従事者国家試験に合格した者又はこの政令の施行前に無線従事者の養成課程を修了した者若しくは電波法第四十一条第二項第四号に規定する郵

政省令で定める資格及び要件を備えた者であつて同条第三項の規定の適用を受けるものが同条の規定による免許を申請する場合に納めなければならない手数料

附 則 (平成一〇年三月二七日政令第九一号)

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月五日政令第三六号)

この政令は、電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第五十八号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十一年三月六日)から施行する。

附 則 (平成一一年五月二二日政令第一五七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一月一〇日政令第三四三三号)

この政令は、放送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十八号)の施行の日(平成十一年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日政令第一七二号)抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 次に掲げる手数料については、なお従前の例による。

一 この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料

二 この政令の施行前に行われた無線従事者国家試験に合格した者又はこの政令の施行前に無線従事者の養成課程を修了した者若しくは電波法第四十一条第二項第四号に規定する郵政省令で定める資格及び要件を備えた者であつて同条第三項の規定の適用を受けたものが同条の規定による免許を申請する場合に納めなければならない手数料

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇四号)抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三三三三号)抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三三三三号)抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(施行期日)
1 この政令(第一条を除く。)は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成十二年一月二七日政令第四九〇号)

この政令は、電波法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九九号)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。

附則 (平成十三年七月二三日政令第二四四号)

この政令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年七月二十五日)から施行する。

附則 (平成十四年一月二五日政令第一七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十四年一月二十八日)から施行する。

附則 (平成十四年六月二五日政令第二三一号)

この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則 (平成十五年一月三一日政令第二五号)

この政令は、電波法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十八号)附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日(平成十五年三月十七日)から施行する。

附則 (平成十五年二月一〇日政令第二五〇一号)

この政令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年一月二十六日)から施行する。

附則 (平成十六年一月三〇日政令第一二二号)

1 この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

2 この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

附則 (平成十六年一月三〇日政令第一四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成十六年七月九日政令第二二八号)

この政令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年七月十二日)から施行する。

附則 (平成十七年三月三一日政令第一〇一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成十七年四月一五日政令第一五九号)

この政令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十七年五月十六日)から施行する。

附則 (平成二十年一月二五日政令第一二二号)

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二十年三月一九日政令第五〇号)

この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十六号)及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十二年四月七日政令第一九号)

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年四月二十三日)から施行する。

附則 (平成二十三年六月二四日政令第一八一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)以下「放送法等改正法」という。の施行の日(平成二十三年六月三十日)以下「施行日」という。から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十七年二月二七日政令第五九号)

この政令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二十八年二月三日政令第四〇号) 抄

1 この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年五月二十一日)から施行する。

附則 (平成三〇年七月二五日政令第二一九号)

この政令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年八月一日)から施行する。

附則 (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年十一月二五日政令第一六一号)

この政令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十一月二十日)から施行する。

附則 (令和元年十一月二五日政令第一六二号)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

附則 (令和元年十二月二三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附則 (令和四年八月三一日政令第二八九号)

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。